8　第六項第二号の支援に係る障害者が短時間労働者である場合における同項第三号ロの規定の適用については、同号ロ⑴中「六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）」とあるのは「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」と、同号ロ⑵中「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）」とあるのは「五万円（中小企業事業主にあつては、六万円）」とする。

9　第六項第二号に該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同号イに掲げるいずれかの研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、同項第三号ロに定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項及び第七項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十条の四第二項、第五項及び第七項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項、第九項、第十項、第十二項及び第十五項並びに第百十八条の三第二項及び第六項の規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、中途採用等支援助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金、キャリアアップ助成金及び障害者雇用安定助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（両立支援等助成金）

第百三十九条　（略）

2　女性活躍加速化コース助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）に対し、四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主にあつては、この限りではない。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この条において「一般事業主行動計画」という。）を定め、当該一般事業主行動計画を策定した旨を厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した中小企業事業主

二　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定める数値目標を達成した中小企業事業主

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第二項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した中小企業事業主

（削る）

7　第五項第二号の支援に係る障害者が短時間労働者である場合における同項第三号ロの規定の適用については、同号ロ⑴中「六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）」とあるのは「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」と、同号ロ⑵中「九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）」とあるのは「五万円（中小企業事業主にあつては、六万円）」とする。

8　第五項第二号に該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同号イに掲げるいずれかの研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあつては、同項第三号ロに定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項及び第七項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十条の四第二項、第四項及び第六項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項から第五項まで及び第九項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項、第九項、第十項、第十二項及び第十五項並びに第百十八条の三第二項及び第五項の規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、雇用調整助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、中途採用等支援助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金、キャリアアップ助成金及び障害者雇用安定助成金（次条において「雇用関係助成金」という。）は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（両立支援等助成金）

第百三十九条　（略）

2　女性活躍加速化コース助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）に対し、三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主にあつては、この限りではない。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この条において「一般事業主行動計画」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した中小企業事業主

二　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施した中小企業事業主

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第二項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した中小企業事業主

3　前項に該当する中小企業事業主が、一般事業主行動計画に定める数値目標を達成した場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を支給するものとする。